志木市下水道事業における
「水の官民連携（ウォーターPPP）」の導入について

令和８年　11月　16日

志木市上下水道部下水道施設課

目　次

1. 水の官民連携（ウォーターPPP）とは
2. 下水道施設の概要
3. 水の官民連携（ウォーターPPP）導入の背景
4. 水の官民連携（ウォーターPPP）の枠組み
5. 対象処理区・施設・業務範囲について
6. 水の官民連携（ウォーターPPP）導入のイメージ
7. 今後のスケジュール
8. アンケートのご依頼

1. 水の官民連携（ウォーターPPP）とは

様々な課題を抱える水道・下水道事業を、地方公共団体だけでなく民間企業のノウハウを活用し、効率よく維持管理する仕組み

導入の背景・必要性

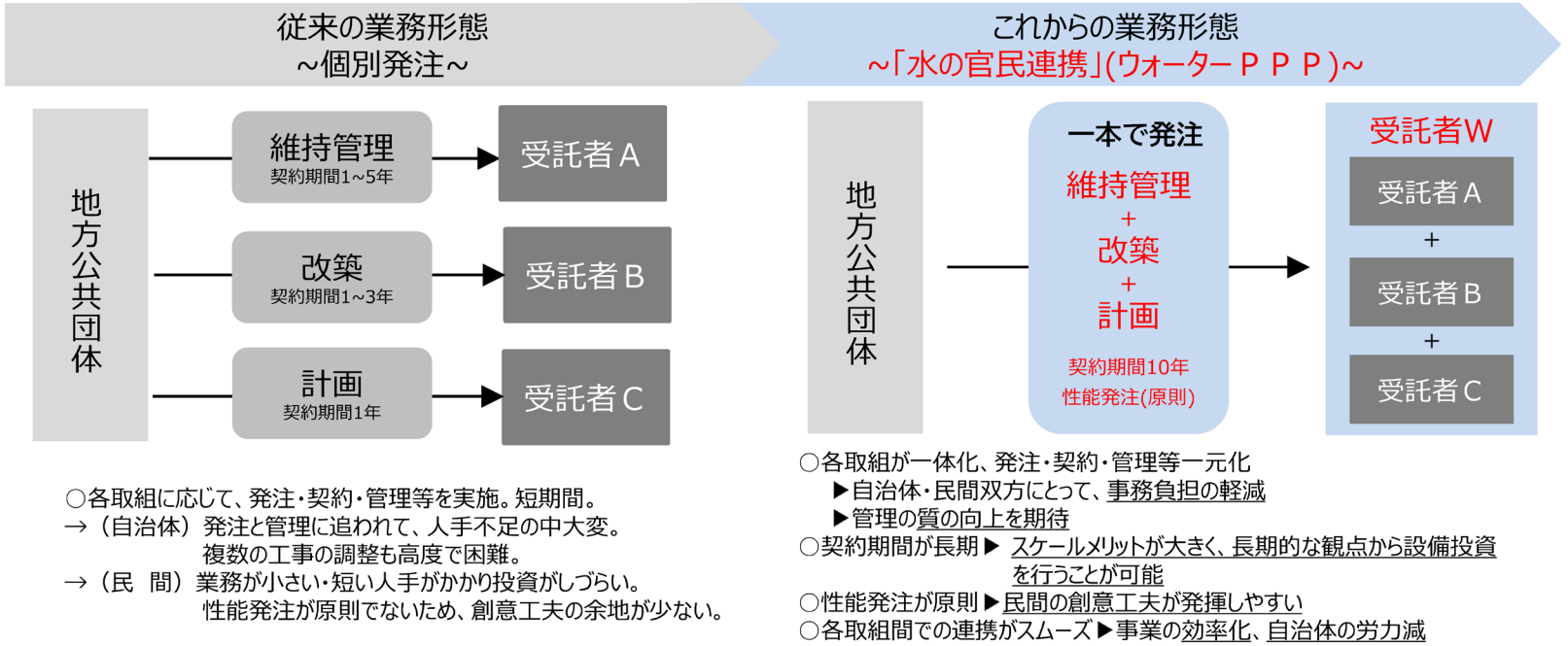
人口減少に伴う料金収入の減少や自治体職員の不足を背景に、従来の方法では施設の維持が困難になりつつあるため。

従来方式との違い（主な変更点）

これまで自治体が個別に発注していた「維持管理」「改築」「計画」などの業務を、民間企業へ長期間一括して委託する仕組み。

期待される効果

民間企業の技術力や創意工夫を活用することで、コスト縮減や業務効率化を図りつつ、安全な水インフラを将来に引き継ぐことが期待される。



○各取組に応じて、発注・契約・管理等を実施。短期間。
→（自治体）発注と管理に追われて、人手不足の中大変。
複数の工事の調整も高度で困難。
→（民　間）業務が小さい・短い人手がかかり投資がしづらい。
性能発注が原則でないため、創意工夫の余地が少ない。

○各取組が一体化、発注・契約・管理等一元化
▶自治体・民間双方にとって、事務負担の軽減
▶管理の質の向上を期待
○契約期間が長期▶ スケールメリットが大きく、長期的な観点から設備投資を行うことが可能
○性能発注が原則▶民間の創意工夫が発揮しやすい
○各取組間での連携がスムーズ▶事業の効率化、自治体の労力減

出典：下水道分野におけるPPP/PFI（官民連携）の推進について（R8.2）
令和7年度 PPP/PFI推進施策説明会資料

2. 下水道施設の概要

下水道事業の概要

「流域関連公共下水道」

・荒川右岸流域下水道の関連公共下水道
・市単独の処理場を保有しない

「汚水処理分区」（全7分区）

・新河岸第15、第16-1-2、第16-2、第16-3、第16-4-1、第17-1、柳瀬第10-2

下水道整備状況（R7年度末）

施設	数量
汚水管路	約150.0km
ポンプ場	汚水：志木中継ポンプ場 雨水：館第一排水ポンプ場 館第二排水ポンプ場

事業区分	計画面積（ha）	整備済面積（ha）	整備率（%）	整備人口（人）	水洗化人口（人）	水洗化率（%）
流域関連公共下水道	674.0	641.0	98.0%	75,824	75,257	99.2%

公共下水道処理分区図



2. 下水道施設の概要

管路施設の現状

汚水管路は、1974（昭和49）年度から整備を開始し、2025（令和7）年度末で約150kmとなっている。

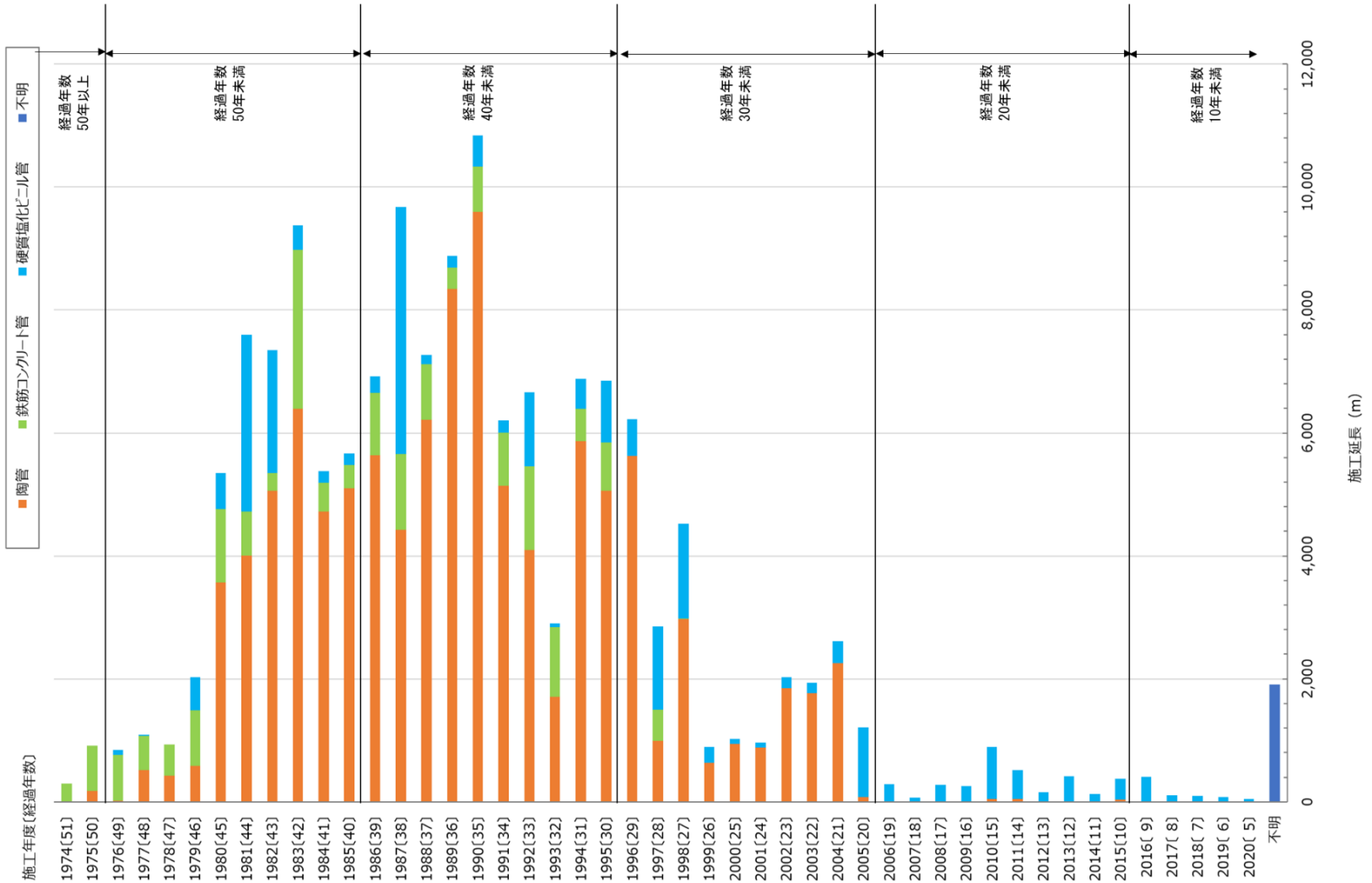
現時点における管路の経過年数は最大51年となっており、経過年数50年を超える管路が約1km、30年を超える管路が約120kmに達している。今後も、老朽化の進行に伴い、耐用年数を超過する管路の増加が見込まれる。

ポンプ場施設の現状

館第一排水ポンプ場の供用開始は1979（昭和54）年度、館第二排水ポンプ場の供用開始は2005（平成17）年度、志木中継ポンプ場の供用開始は1982（昭和57）年度である。

全施設の70%が標準耐用年数を超過している。

施設区分	超過数 / 設備数	超過率
機械設備	16/ 18	89%
電気設備	9/ 10	90%
土木施設	17/ 31	55%
建築施設	15/ 25	60%
建築機械設備	8/ 9	89%
建築電気設備	11/ 15	73%



3. 水の官民連携（ウォーターPPP）導入の背景

下水道事業が直面する3大課題

- **ヒト（職員数減少）：** 下水道担当職員の不足、高度な技術力の維持・技能継承の困難化
- **モノ（施設老朽化）：** 建設後数十年が経過した下水道施設の更新需要急増と維持管理費の膨張
- **カネ（使用料収入減少）：** 人口減少等に伴う料金収入減と経費回収率低下による財務圧迫

持続可能な事業に向けた取組み

- **支出抑制施策:** ストックマネジメント推進、広域化・共同化、ICT等の新技術導入、そして**PPP/PFI（官民連携）の活用**
- **収入改善施策:** 使用料の適正化、接続促進、資産の有効活用（収益化）、未徴収・滞納対策の徹底
- **官民連携の効果:** 財政健全化とサービス維持を両立し、民間の創意工夫と雇用機会創出を促進

水の官民連携（ウォーターPPP）に関する国の動向

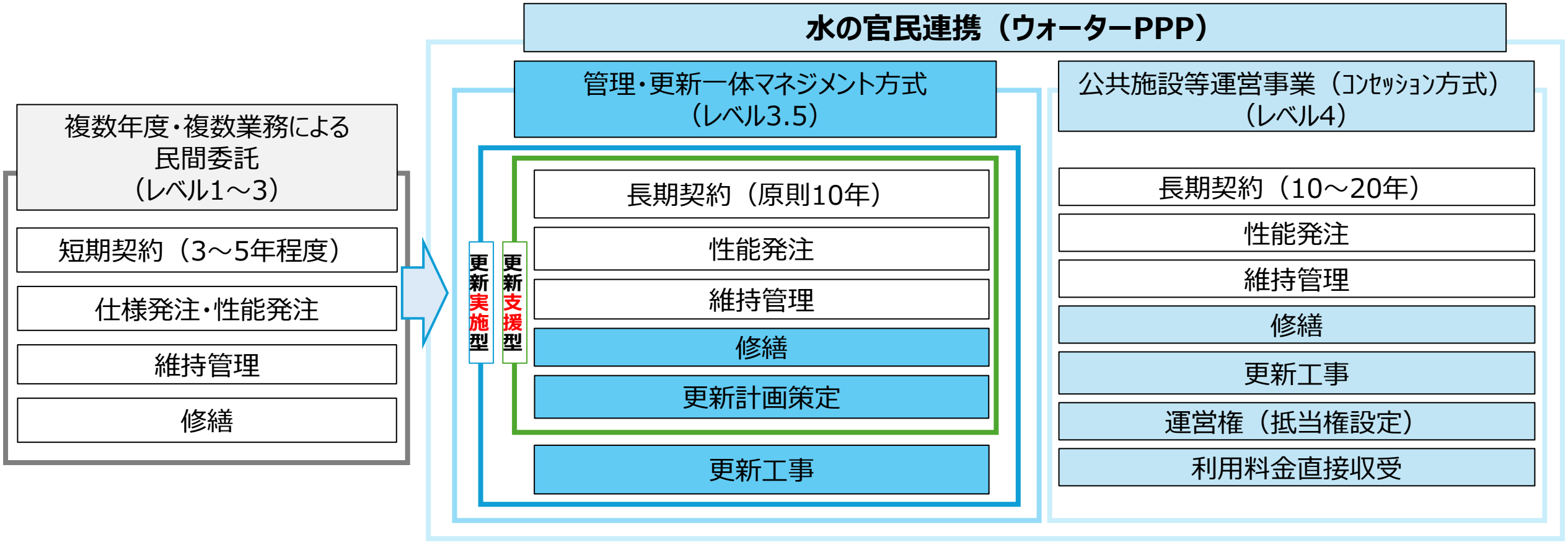
- 国は、コンセッション方式に段階的に移行することを地方自治体に求めており、官民連携方式（**管理・更新一体マネジメント方式〈レベル3.5〉**）を公共施設運営事業（コンセッション方式〈レベル4〉）と併せて「水の官民連携（ウォーターPPP）」として、導入拡大を図っている。
- 令和9年度より、汚水管改築に係る国費支援（国庫補助）に関して、**ウォーターPPPを導入していることが要件**となる。

水の官民連携（ウォーターPPP）の導入に向けて、**管理・更新一体マネジメント方式〈レベル3.5〉**の導入について可能性調査を実施している。

【参考】○PPP/PFIとは？：公共の施設とサービスに民間の知恵と資金を活用する手法
○コンセッション方式とは？：公共施設の所有権は市に残したまま、運営権を民間にゆだねる方式

4. 水の官民連携（ウォーターPPP）の枠組み

水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間（R4～R13）において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式）を公共施設等運営事業とあわせて「水の官民連携（ウォーターPPP）」として導入拡大を図る。



出典：令和5年6月2日内閣府資料

4. 水の官民連携（ウォーターPPP）の枠組み

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の要件

①長期契約（原則10年）、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア
①～④をすべて充足する必要がある。

要件	概要と具体的な内容	本事業における適用ポイント	市の考え
要件① **長期契約**	原則10年の長期契約を締結する	長期安定的な事業運用と民間ノウハウの蓄積・継続的改善を実施	「**10年間**」とする
要件② **性能発注**	業務執行方法を民間にゆだねる「性能発注」を徹底	管路は移行措置として、仕様発注から開始し段階的に性能発注へ移行可能	ポンプ場は「性能発注」、管路は「仕様発注から開始し、段階的に性能発注へ移行」を検討
要件③ **一体マネジメント**	維持管理と更新を一体的にマネジメント	「更新実施型」か「更新支援型」のいずれかを管理者が任意に選択すれば要件は充足	レベル3.5の「更新支援型」もしくは「更新実施型」を検討
要件④ **プロフィットシェア**	バリューエンジニアリング（VE）に基づくLCC縮減分をシェア	官民双方にコスト縮減へのインセンティブが働く仕組みを構築	国の動向に注視しつつ、最適な方法を検討していく

【参考】○性能発注とは？：発注時の仕様（要求水準書）において、求める機能や結果（性能規定）のみを指定し、それを達成するための具体的な手法は民間事業者の技術力やノウハウにゆだねる発注方式

○仕様発注とは？：仕様書において、業務の手順、使用する材料、実施頻度などの詳細な仕様について、発注者（市）が細かくルールを指定する従来の発注方式

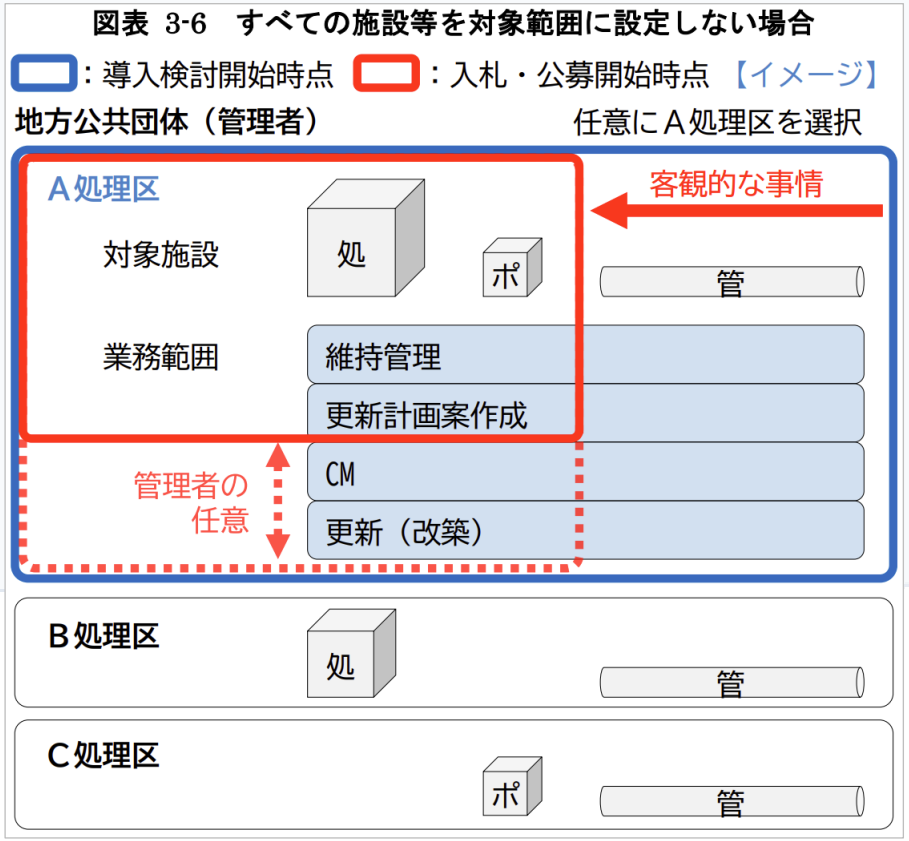
5. 対象処理区・施設・業務範囲について

○ 対象施設・業務範囲の設定について、まずは少なくとも一つの処理区を選択し、このすべての施設等を念頭に置いて、導入の検討を開始

※ 処理区の選択は管理者の任意
※ 「すべての施設等」とは少なくとも一つの処理区のすべての施設と、これに維持管理と更新（改築）の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務
※ 「導入を決定済み」となる入札・公募開始（募集要項等公表）時点で、これと異なる対象施設・業務範囲の設定になる場合、管理者（市）は客観的な情報に基づいて説明できる必要
※ 「客観的な情報」として、例えば、導入可能性調査（FS）やマーケットサウンディング（MS)の選択肢に挙げて比較した結果や経緯等

○ 維持管理と更新（改築）の一体的なマネジメントの観点から、同一の対象施設について、維持管理と、更新計画案作成が設定される必要

図表 3-6 すべての施設等を対象範囲に設定しない場合



出典：下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン 第3.0版

対象処理区・施設・業務範囲については、導入可能性調査およびアンケート結果を踏まえ選定する予定

6. 水の官民連携（ウォーターPPP）導入のイメージ

(1) 発注方法の比較（ポンプ場）

ポンプ場の現状
（単価契約、仕様発注等）

項目	現状
運転管理	市が発注
軽微な修繕	市が発注
修繕工事	市が発注
し渣処分	市が発注
計画策定	市が発注
更新工事	市が発注

ウォーターPPP管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）

更新支援型

項目	ウォーターPPP
運転管理	一本で発注
軽微な修繕	
修繕工事	
し渣処分	
計画策定	
更新工事	市が別に発注

又は

更新実施型

項目	ウォーターPPP
運転管理	一本で発注
軽微な修繕	
修繕工事	
し渣処分	
計画策定	
更新工事	

【区分の解説】
・修繕工事、更新工事　⇒　機械器具設置工事、電気工事、電気通信工事等
・し渣処分　⇒　廃棄物処理業者
・計画策定　⇒　土木建設コンサルタント

6. 水の官民連携（ウォーターPPP）導入のイメージ

(2) 発注方法の比較（管路）

管路の現状
（単価契約、仕様発注等）

項目	現状
点検・調査	市が発注
清掃・修繕	市が発注
緊急対応	市が発注
更新工事	市が発注

ウォーターPPP管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）

更新支援型

項目	ウォーターPPP
点検・調査	一本で発注
清掃・修繕	
緊急対応	
更新工事	市が別に発注

又は

更新実施型

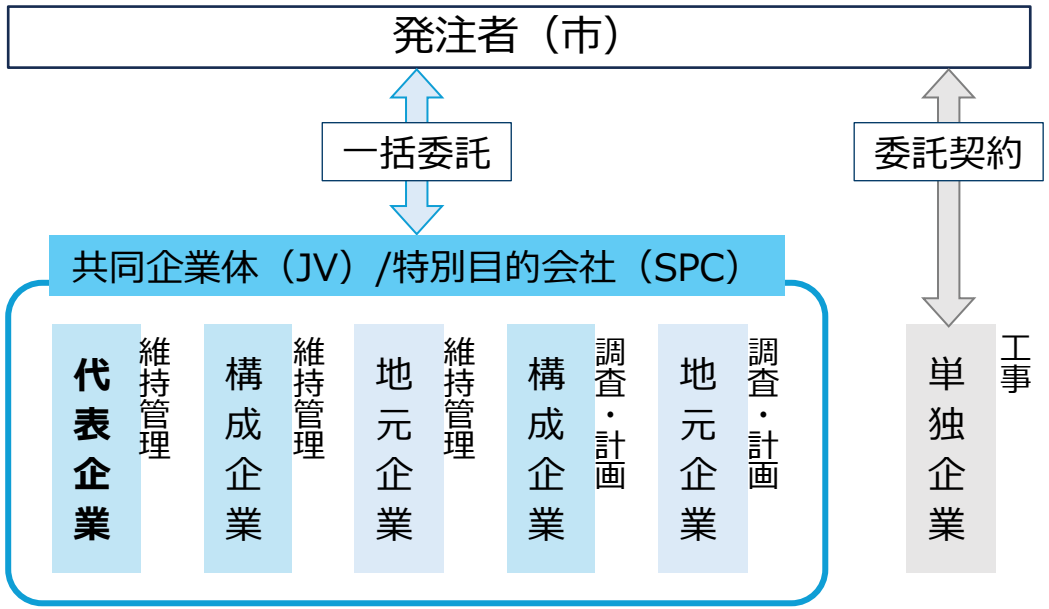
項目	ウォーターPPP
点検・調査	一本で発注
清掃・修繕	
緊急対応	
更新工事	

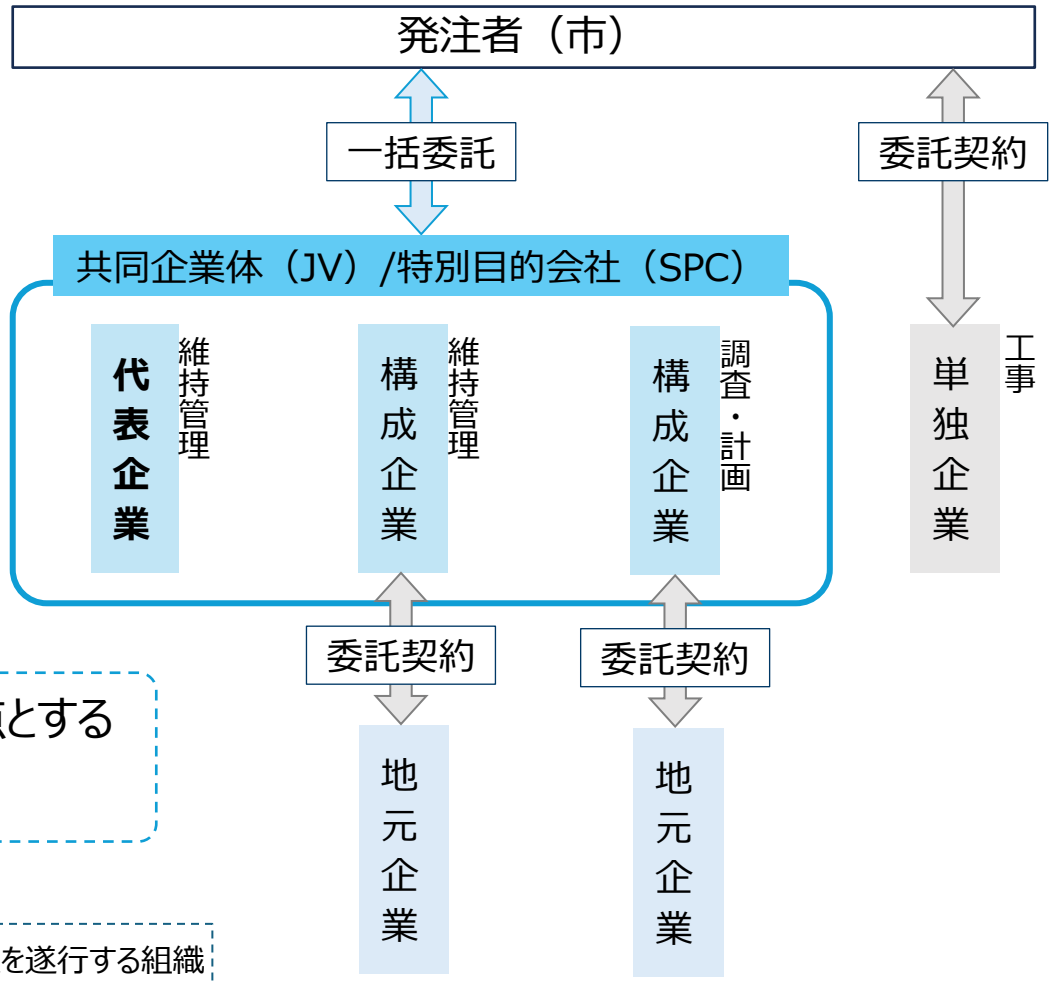
【区分の解説】
- 清掃　⇒　下水道管、汚水ます清掃業者
- 修繕　⇒　下水道管、舗装修繕業者
- 修繕工事、更新工事　⇒　土木一式等
- 計画策定　⇒　土木建設コンサルタント

6. 水の官民連携（ウォーターPPP）導入のイメージ

(3) 実施体制例

※あくまでも一例であり、これに限るものではありません





・参画要件に地元企業を入れることを要件や加点とする

⇨**地元企業への配慮事項を設ける**

【参考】○共同企業体（JV）とは？：複数企業の強みを持ち寄り、分担・連携して事業を遂行する組織
○特別目的会社（SPC）とは？： 特定事業の遂行・管理を目的に専用に設立される法人

7. 今後のスケジュール

			手法	時期
R8年度 導入可能性調査	民間市場調査	・ウォーターPPPの概要説明 ⇒下水道での業務実績がある地元企業および県外企業への理解を図る ・参画意欲確認	HP公表アンケート	R8年11月
	導入可能性調査 スキーム（更新支援型・更新実施型、対象施設）の決定			R9年3月
R9年度	事前準備			R9年4月～ R10年3月
R10年度	入札・公募準備、ウォーターPPP　公募（公募資料公表）			R10年4月～ R11年3月
R11年度	契約、維持管理業者間引継ぎ			R11年4月～ R12年3月
R12年度	ウォーターPPP　事業開始			R12年4月

8. アンケートのご依頼

アンケートへのご協力を
お願いいたします。

下記のアンケートフォームよりご回答をお願いします。

第1回志木市ウォーターPPPの導入に向けたアンケート調査（民間市場調査）
－フォームに記入する

回答は、令和８年 11月 27日(金)までにお願いします。